

近組 2023-028 号

2023 年 11 月 7 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 光永 靖

### 団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、労基法上の管理監督者に当たる全ての教職員の役職を開示するよう求める。

労基法上の管理監督者は、出勤時間や労働時間を経営者に管理されず、労働条件の決定等の労務管理について経営者と同等の地位と権限を付与された従業員のことである。しかし貴法人は、明らかにこれに該当しない管理職をも管理監督者とみなし、いわゆる「名ばかり管理職」とすることで、残業代の支払いを回避している。これは明らかに違法であり、経営者側の違法が認定された裁判例は枚挙にいとまがない。顧問弁護士がこれを知らないはずはないが、もし知らなかったということであればその能力に問題がある。あるいは、知っていながら違法を指摘せずに黙認していたというのであれば、貴法人と共謀して違法行為に加担していることになる。直ちにこのような偽装的な運用を改め、適正な残業代を支払うこと。

このことは、本組合の運営にも関わる問題である。というのは、労基法上の管理監督者は労組法上の利益代表者と重なる部分が大きく、完全にイコールでない部分もあるが、大きな判断材料になることは間違いない。貴法人が偽装的運用により管理監督者の範囲を大幅に拡大していることで、「管理職に就いたら労働組合に加入できない」と誤解する者もおり、貴法人もその誤解を積極的に解こうとしていない。また、貴法人は、本組合が管理職教職員による不当労働行為を主張すると、「利益代表者ではないから不当労働行為に該当しない」と責任を回避することがある。これらは、いずれも貴法人による管理監督者の偽装的・恣意的運用に起因しており、看過できない。こうした事態を打開するためにも、管理監督者に該当する役職を明確にすることは必要である。

11 月 30 日の団体交渉の際に回答せよ。

以上